

助成金申請について

作成日：2015/5/25

文責：2014 年度クラブ連盟会長 和田華月

27つの公認サークルのうち19団体を助成金受給資格があると認め、予算を提案します。

受給条件

- ・活動資金として部費を徴収していること
- ・設立から2年経過しており、正加盟団体に昇格していること
- ・決算報告を行い、クラブ連盟総会の承認を得ていること

助成金の使用について

- ・クラブ連盟規約に記載されている「助成金承認対象」のみに使用可能。
(助成金承認対象物は下記参照)
- ・対象外のものに使用されていた場合、部費により返金しなければならない。

助成金承認対象

備品購入費(共有物)、修理費(個人の所有物は不可)、施設使用料(グラウンド貸借料等)、合宿宿泊費(黒田村アートビレッジ、久美浜セミナーハウス使用料のみ)、大会参加費(個人名での参加は不可)、連盟加盟費(個人加盟は不可)、保険加入費(団体加入としてのみ)、ユニフォーム代(団体所有物としてのみ)、機材レンタル費、機材運搬費(部員の交通手段を兼ねるものは不可)、医療品費(内服薬以外)、広報費

助成金承認対象外

交通費、通信費、郵送費、渉外費、接待費、臨時コーチの講師費、行事費、学祭参加費、手数料、キャッシュカード代

申請方法

前年度部費支出合計:今年度助成金申請上限額=4:6

- ・上記の計算式をもとに、申請上限額を割り出す。
- ・ただし申請できる助成金は 350,000 円までとする。